

も、家族法の改正というのは大変難しいことである。言ってみれば、民法の家族部分、家族法というものは、あかすの間というんですか、あかすの扉というんですか、そういうものであり続けたいと思いませんか。今回それが開かれたと私は思います。

しかしながら、先ほど同僚議員からの指摘もございましたが、これまでも議論のあった、例えば非嫡出子の相続の問題とか、あるいは、出ては消えては消えの夫婦別姓の問題とか、いろいろな家族法にかかわる問題は頓挫してきているんじゃないか、頓挫という言葉がよろしければですね。そういう中で、余り指摘されたことはないんですけども、もう一つ、児童虐待と並んで、今、高齢者虐待というのも非常に増加をしております。身体的虐待もあるし、それから、親の年金をとつてしまふというような経済的虐待もある。

そういうものが非常にふえているんですけども、親をだれが見るかというものについて、今の民法では難しいところがあります。もちろん、よくも悪くも、かつて旧民法では家督が相続しておりますが、親をだれが見るかというのは均分相続とも非常に関連をしております。

ヨーロッパの国では、親の扶養義務をなくした国もあるというふう聞いておりますけれども、これは最後の質問になりますが、家族法の将来の課題として、今度児童虐待に対応する措置ができたんですけども、老人虐待に対応する民法上の検討というものはされるかどうか。つまり、先ほど、子供は社会の子供と申しましたが、お年寄りも社会のお年寄り、社会介護をする制度に合っていくような民法改正というのには検討する方向はありますでしょうか。それを最後に伺いたいと思います。法務大臣にお願いいたします。

○江田国務大臣 高齢者の虐待の防止が重要な問題になっていくことはよく承知をしておりますが、高齢者虐待防止というのには、やはり第一義的には、行政による対応によつて迅速に解決するということが望ましい問題だと思っております。しか

し、高齢者、みんなの将来、みんなのあすですよね、これを社会で支えていこうというのでもまた当然で、こうしたことから公的な介護の制度も導入をされ、これもいろいろな問題を含んでおりますが、さらにいいものにしていかなきやいけないというのには当然です。

ただ、介護の問題は民法の問題とはやや違って、民法の問題ということになりますと、やはり財産の管理が問題、財産の管理能力の問題があるという場合に成年後見制度などがこの役割を果たすということになります。この成年後見制度というのは家族法の、民法の世界の問題ではございますが、家族法と高齢者虐待の関係は引き続き注視をしていきたいと思っております。

○大泉委員 ありがとうございます。これで質問を終わります。

○奥田委員長 次に、馳浩君。

○馳委員 自由民主党の馳浩です。よろしくお願ひいたします。

先週、四月二十日の連合審査会に引き続き、子供の連れ去り問題から質問をさせていただきます。

子供の最善の利益を重視する姿勢を一段と今回の民法改正で出しました。ならば、未成年者の子供がいる夫婦間で起こった子供の連れ去り問題は、子供の最善の利益をしっかりと勘案して、慎重に裁判所の決定をすることが今回改正の立法趣旨の一つだと私は思いますが、大田としての見解をお伺いしたいと思います。

○江田国務大臣 夫婦の間で子の奪い合いが生じた場合の子の引き渡し、これは、現在、家事審判法では、民法七百六十六条の子の監護について必要な事項として家庭裁判所が判断するわけですが、その場合に、本法律案で、子の利益を最も優先して考慮しなければならぬ、という理念を明記してあります。これはもう委員の御指摘のとおりだと思っております。

○馳委員 具体的には、DV防止法上の保護命令を出すときも、より慎重に適正手続を踏んで行うこと、不当な連れ去りは、場合によつては児童虐待となる場合もあること、監護親を決定する場合に、不当な連れ去りは不利に働き、逆に、面会交流に積極的な親が監護親の決定に有利に働くこと、面会交流の約束を正当な理由なくほごにした場合、監護権者変更の重要な要素となるなど、これらの四点をしっかりと制度化していくべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○江田国務大臣 DV防止法上の保護命令は適正手続が必要だ、あるいは子の連れ去りが場合によつては児童虐待になる、あるいは監護親、監護親を決定する場合に不当な連れ去りが不利に働くように、面会交流に積極的な親が監護親決定に有利に働くように、あるいは面会交流を正当な理由なく破つたら監護権者の変更の重要な要素になり得るといったような御指摘は、いずれも一般論としては異論ありません。重要な指摘だと思います。ただ、この一般論を法制化するというものになりますと、その必要性とかあるいはルールとしての明確性、ほかに考慮すべき要素がないかどうかなど、いろいろ考慮しなきゃならぬ点がございます。今の段階では慎重な検討が必要だと思っております。

○馳委員 続いて、共同親権、共同監護権の問題について質問をさせていただきます。

このテーマで質問をする私の意図は、離婚をした親としての機能は共同で果たすべきであるという、この大原則にのつとつての私の質問の趣旨であります。

まず最初に、今回の改正で子の最善の利益を軸に改正が行われましたが、このような流れの中で、さらなる進化形が共同親権、共同監護の導入だと私は考えており、伺います。

先進主要国で共同親権、共同監護権を導入している国はどこですか。選択導入も含めて教えてください。

○江田国務大臣 私も直接にそれぞれの主要先進国の法制に自分で当たったわけではございませんが、私が知っている限りで言えば、ドイツにおい

ても、フランスにおいても、あるいはアメリカにおいても、選択肢ということも含めて、いずれも離婚後の共同親権制度を採用していると承知しております。

○馳委員 我が国では、共同親権、共同監護権について法制審議会等で検討されたことはありますか。もしされていないのなら、これだけ学界やマスコミ等で議論をされているのに、なぜされていないのでしょうか。

○江田国務大臣 これも直接存じ上げていないほど知識が博学ではありませんが、法制審議会民法部会の身分法小委員会というのが昭和三十年七月にまとめた親族法の仮決定及び留保事項において、離婚後も共同親権とするか、なお検討を要するということにされたことと承知をしております。

さらに、法制審議会民法部会身分法小委員会が平成三年から婚姻及び離婚制度全般について見直しを審議して、平成六年七月にまとめた要綱草案では、これも共同親権の制度については今後の検討課題とするとされたということで、検討はされたがいずれも今後の課題とされているということでございます。検討していないわけではございません。

○馳委員 では、伺います。

どうして単独親権でなければいけないんですか。

○江田国務大臣 これは、私なんか民法を勉強したところには、共同親権ということになりますと、子供の監護、教育方針がどちらか統一されない、子供の価値観の分裂とかそういうものにつながつて、やはり子供がすくすく育つには、監護、教育方針というのどちらか一方で専ら行われた方がいい、そういう考え方であつて、さらにまた、離婚に至つた夫婦のトラブルがそのまま離婚後も持ち越すことになってしまふとか、あるいは共同親権だとしても適切な合意がなかなか難しいとか、いろいろそういうようなことが言われたということだと理解をしております。

そのいずれもが、今も妥当するかどうか、これ